事前評価調書

I	事業概要										
事	業名	業 名 交通安全対策事業(歩道及び自転車歩行者道設置事業)									
地	也区名 一般県道 大平折平線										
事	業箇所	豊田市大平	ままだいらちょう 豊田市 大 平 町 地内								
事業のあ らまし		当該区域/ るが、当該[この状況:	当該路線は、豊田市の北部に位置しており、瀬戸市と豊田市を結ぶ重要な路線である。 当該区域は、大平町の宅地開発地域から約3km先の小学校までの区間が通学路に指定されているが、当該区間の歩道は整備されておらず、通学児童が危険な状況にさらされている。 この状況を解消するために本区間に歩道を設置し、沿線住民の安全な歩行空間と通学路を確保するものである。								
事業目標		【達成(主要)目標】 ①危険通学路の解消 ②歩行者等の安全確保 【副次目標】(必要に応じて記載する) -									
事 業 費		事業	貴	内訳							
			4.2億円		■工事費 2.8億円、■用補費 0.6億円、■その他 0.8億円						
		採択予定年 歩道設置工			着工予定年	夏 202	23 年度	完成予定	年度	2027 年度	
事	業内容	少坦改巨工	些 衣 L-	OOOIII							
П	I 評価										
①事業の必要性	1) 必要		歩道が設置されていないため、通学児童を始めとした歩行者の安全な通行空間が確保されていない。								
		А	A: 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B: 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。								
	判定	通学路	【理由】 通学路にもかかわらず、歩道が整備されておらず、歩行者等の安全を確保するために歩道設置が必要である。								
	1) 事業	計画			2	023 2024	2025	2026 20	27 合	·計	
			調査		<u>-</u>				J. []		
				· <u>* * * * * * * * * * * * * * * * * * *</u>		-		—			
		区分									
② 事			<u> </u>	道設置工	事		-		→		
② 事 業 の 実効			事業費(億円) 4.2 4.2								
実效											
性	2) 地元 意形		らの整備	整備要望の声が強く、地元合意形成は容易になされる。							
	判定	А	A: 事業計画の実効性が期待できる。 B: 事業計画の実効性が期待できない。								

【理由】

円滑な事業執行環境が整っており、事業の実効性は高いものと考えます。

Ⅲ 対応方針

事業実施が

事業実施が妥当である。: 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。

事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。 妥当である

Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象(事業完了後5年目) □対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

【主な評価内容】

- 通学路の指定状況
- ・自転車及び歩行者の通行に係る安全性の改善状況